

入 札 公 告

下記のとおり、JA宮崎経済連 養豚実証白鳥繁殖農場 浄化処理施設改修工事について、条件付き一般競争入札を実施しますので、公告します。

令和 2 年 9 月 25 日

事業主体名

宮崎県経済農業協同組合連合会

代表理事会長 坂下 栄次



記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 補助事業名 : 令和2年度 畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金(畜産環境対策総合支援事業)
- (2) 工事名 : JA宮崎経済連 養豚実証白鳥繁殖農場 浄化処理施設改修工事
- (3) 工事場所 : 宮崎県えびの市末永 3873-4
- (4) 工事概要 : 污水处理施設 機能強化(母豚舎排水系統固液分離・集水枡設置・膜分離処理新設)
- (5) 契約工期 : 契約成立後、着工の日から令和3年3月19日まで
- (6) 契約締結 : 契約は経済連所定の工事指図書(約款添付)と工事請負契約書により契約する。
- (7) 入札事項 : 製造請負工事請負金額

2. 競争入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、行政ならびにその関係機関から工事請負契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) 当該工事に、監理技術者、主任技術者又は現場代理人等を適切に配置することができる者。
- (4) 経営利益が直近3カ年間連続赤字ではない者であること。
- (5) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者ではないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者ではないこと。
- (8) 直近10カ年に工事の品質に関わる重大な問題(死亡事故)が発生した事例がないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、宮崎県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ア.「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、請負契約を締結する事務所という。)を代表するもので役員以外の者をいう。

イ.「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

- ① 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ② 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
- ③ 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

ウ.「当該状態が継続している者」については、当該事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

(10) 次に掲げる要件全てを満たしていること。

ア.当該事業を円滑に遂行するため、メンテナンス機能を有する営業所を南九州管内(宮崎県・鹿児島県・熊本県)に有すること。

イ.本件と同規模以上の污水处理施設工事の元請施工実績があること。対象は過去3年分まで認める。

ウ.部品供給体制を整え、保守・点検・修理等は即日対応できるようアフターサービス体制を充実させること。

エ.納入する物品及び数量を期限までに確実に納入できる者であること。

オ.納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置できると認められる者であること。

カ.請負業者は建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者(主任又は監理技術者)の選任を行い、契約工期内の進捗状況、その他下請業者との工事調整を行い、事業主体の使いやすさ、また維持管理がしやすい施設完成引渡に努めること。

3. 入札日時等に関する事項

入札手続き等	期間・期日等場所	留意事項
入札参加申請期限	令和 2 年 9 月 25 日 (金) から 令和 2 年 10 月 8 日 (木) まで	※1 提出場所
入札参加資格に対する確認通知	令和 2 年 10 月 12 日 (月)	
同上による理由の説明依頼	令和 2 年 10 月 13 日 (火) 午前 9 時まで	※2
同上による説明回答	令和 2 年 10 月 13 日 (火) 午後 5 時まで	※3
現場説明会	令和 2 年 10 月 14 日 (水)	※4
書類提出日時	令和 2 年 10 月 27 日 (火) 午前 9 時まで	※5
入札日時	令和 2 年 10 月 30 日 (金)	※6

◎ 入札参加資格申請書、入札説明書はいずれもJA宮崎経済連 養豚農場運営課にて交付する。

※ JAビル4階北側フロア、電話番号:0985-31-2233、担当者:課長 落合 哲、内山 竜二
受付は土、日、祝祭日を除く、午前9時～午後5時まで(正午から午後1時までを除く)とする。

※1 担当窓口(施工管理)

名 称 : 宮崎県経済農業協同組合連合会 営農部 設計センター

住 所 : 宮崎県宮崎市霧島1丁目1番地1

電 話 : 0985-31-2341(直通)

施工管理担当者 : 堀内 要

補 助 者 : 齊藤 吉弘

※2 参加資格がないと認められた者は、上記の一覧表の期日までに、施工管理担当者に対して書面により参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができるものとする。

※3 施工管理担当者は、上記の(※2)の説明を求められたときは、上記の一覧表の期日までに、当該説明を求めた者に対し、書面(FAX送信)により回答するものとする。

※4 見積設計参加資格業者は上記一覧表の日時に現場説明会に出席すること。

※5 見積設計参加資格業者は仕様書等に基づいて、上記一覧表の期日までに各書類を提出すること。

場所: JA宮崎経済連 営農部 設計センター 施工管理担当者(補助者)宛

(1) 標準見積書 1 部

(2) 図面(平面・立面・断面・設備) 1 部

(3) 機器カタログ 1 部

(4) 設計計算書 1 部

(5) ランニングコスト試算表(日割・月割・年計) 1 部

(電気使用料金、薬剤費等、メンテナンス年契約費用(水質検査4回/年含む)--- 1年目・2年目以降)

※6 入札、開札時間及び場所については、確定次第連絡を行なう。

4. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、見積設計参加申請書、見積設計参加資格確認資料、見積設計仕様書、標準見積書に虚偽の記載をした者、入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6. 説明要求

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、参加資格がないと認めた理由に対し説明要求を行なうことができる。

7. その他

(1) 入札参加者が1者のみの場合でも、有効なものとして入札を執行する。

(2) 同一入札日において、技術者の専任配置を必要とする案件を落札し、その他の案件においても同一技術者を予定していた場合には、入札を辞退すること。辞退せずにその案件を落札した場合には、虚偽の申請を行った者のした入札とし無効とする。

(3) 開札及び落札決定後の辞退は、原則として認めない。

(4) その他、詳細は入札説明書による。